

社団法人

平成19年12月発行 No.402 毎月1回発行

# 東京都個人タクシー協会会報

発行者 社団法人東京都個人タクシー協会  
教育広報委員会

東京都豊島区巢鴨1-12-1  
冠城園ビル6階  
電話 (03) 3947-1461 (代)

都内個人タクシーの現況(平成19年12月1日現在)

- ・許可台数  
特別区、武三交通圏 17,547台  
南多摩 272台 北多摩 175台
- ・傘下事業者台数 17,863台

## 運賃改定実施に伴う街頭指導の実施 利用者の理解を求め、主要乗り場でPR

改定運賃での営業がスタートした12月3日、協会理事26名が参加して、都内主要タクシー乗り場での街頭指導を実施しました。指導場所は、東京駅丸の内・八重洲、新宿駅西口地下、池袋駅東口・西口、渋谷駅西口の6カ所(原会長と前田専務理事は適宜巡回指導)。

当日は午前9時から、4名1班で指導を実施(場所により時間は異なる)。運賃改定の実施状況の確認と街頭PRを目的に、各乗り場でおそろいの帽子とブルゾンを着用して値上げPRのティッシュを配布しました。また、同じ時間帯で、行政当局による視察も行われました。

### 値上げへの理解に感謝 それに応える営業を

池袋駅東口指導班 小番理事 午前10時集合の予定でしたが、少し早めにティッシュの配布を開始。雨が降っていたため、タクシー乗り場には多くのお客様がいらつしやいました。お客様のほとんどは値上げについて理解されているようで、「しょうがないよね」という感想。ただ、やはり高齢のお客様の中には「私たちの生活には響きます」というお声も。もう少し空車の待機列が短くならないか、というご意見もありました。



乗り場のお客様にティッシュを配布

乗務員については、「お客様が減ってしまうのではないか」という危機感をもっている人はほとんどいない様子。この時間帯は個人が出ていないので営業しているのはほとんど法人で、ステッカー類などもすべて規定どおり、100%同じように貼付が徹底されています。こういった点は、個人も法人タクシーを見習っていかねばならないと思います。

## 全面禁煙タクシー実施

### 個人タクシーが一丸となって「禁煙化」を

平成19年11月1日開催の臨時総会で、平成20年1月7日から全面禁煙タクシーを実施することになりました。健康増進法の施行により「多数の者が利用する施設(タクシー車両を含む)を管理する者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。このことから、タクシーに限らず全国各地、各施設において全面禁煙化が広まりました。禁煙が大きな社会の流れになっている今日、各地のタクシー業界でも禁煙化が急速に広まっています。東京の個人タクシー業界としても全面的にこれにこたえて、健康被害の防止と快適性の一層の向上に努めていくこととしたものです。この主旨をご理解の上、ご賛同をお願い申し上げます。

## タクシー車両の禁煙化 実施計画

### 禁煙タクシー導入日

平成20年1月7日(月)

### 利用者への周知方法

#### (1) 事前PR

①立看板の設置(平成19年11月28日から設置)  
乗り場327カ所に掲示。特別区武三地区200本、多摩地区127本を東旅協との連名で作成

#### (2) PRティッシュの配布

ポケットティッシュを街頭配布。改定運賃の実施日(平成19年12月3日)に「新運賃のお知らせ」と併せて禁煙タクシーの

タクシー実施をお知らせ

#### (2) 実施日以降

- ①禁煙ステッカーの貼付  
禁煙ステッカーを作成し、タクシー車両の外側1カ所、内側2カ所(灰皿)に貼付
- ②携帯灰皿の備え付け  
携帯灰皿を各タクシー車両に2個ずつ備え付け
- ③PRティッシュの配布  
ポケットティッシュを街頭配布。禁煙タクシーの実施日(平成20年1月7日)に禁煙タクシーの実施をPRするティッシュを都内6カ所のタクシー乗り場で配布
- ④街頭指導の実施  
禁煙タクシーの実施日に都内6カ所のタクシー乗り場で街頭指導を実施

#### 事業者への指導について

- ①会長から禁煙タクシー導入の主旨を理解していただくための文書を全事業者に通知して周知を図る
- ②禁煙タクシー実施のポスターを作成し、各団体事務所に2枚ずつ掲示
- ③禁煙タクシー接客マニュアルを作成し、全事業者に配布
- ④各団体の各種会合で、役員による指導を実施

理事会の焦点

事業者一人一人に思いを伝えたい  
「禁煙タクシー」と「マスターズ制度」



全面禁煙の実現を強く訴える原会長

12月14日(金)午後1時から、協会会議室で第7回理事会が開催されました。理事27名中26名が出席。原会長はあいさつで次のように述べました。  
「11月1日の臨時総会で全面禁煙が決定しました。個人個人が判断することですが、社団の総会決定を遵守していただきたいということをお願いします。ハイヤー業界の問題については、法個研究会の中で意見を申し入れました。タクシーと同じ方向で努力しており、近々良い結果が出るのではとされています。個人タクシーが要因で全面禁煙が成立しないということがないようぜひ一度ご協力ください。」

最終決定ではありませんが、優良運転者(個人ではマスター車を対象)の乗り場を作るといふ方向が打ち出されています。候補地としては、丸の内(東京駅)中央口、銀座地区など。現在禁煙の乗り場になっている新橋も全面禁煙の実施後に再活用される予定です。最終的に検討された結果、応じられないことのないようシステムを構築しなければなりません。重ねてご協力をお願いします」  
続いて、報告事項9項目が前田専務から報告されました。  
報告事項6 平成19年12月マスターズ概況報告書について(関東支部)

マスターズ制度参加状況など、関東地区の数字が報告されました。合わせて団体別、支部別の数字も報告。参加率アップのための取り組みをきちんとしている団体としていない団体では、大きな差が出ています。理事からは「メリットがないからマスターズ制度に参加しない」という事業者がいることも報告されました。それを受け、木村副会長は制度の意義を訴えました。  
「売上など、目先のメリットのための制度ではありません。」

業界が再浮上し、社会から個人タクシーが必要だと言われるようにしなければならぬのです。役目を終えたとされる個人タクシー業界の生き残りをおかけた制度ということを理解してください」  
報告事項8 「意見交換会(関東支部主催)」に関する意見・要望事項の提出について  
平成20年3月6日に(社)全国個人タクシー協会関東支部主催による関東運輸局との意見交換会が開催されます。原会長から、改善点や問題などがあれば(社)東京都個人タクシー協会として話題に上げていきたい、という旨が伝えられました。  
報告事項9 車両代替に伴う車種区分変更の取扱いについて  
12月3日の運賃改定以降、車種区分ごとに運賃が認可されています。運賃改定をした事業者が車種区分の変更を伴う車両代替をする場合は、所属団体に相談の上、代替予定日の1ヵ月半前をめどに運賃変更認可申請書を東京運輸支局輸送部門へ提出してください。  
続いて通達7項目が前田専務から報告されました。  
通達1 「緊急調整措置の指定等について」の一部改正について  
今回の改正は、これまでの要件を緩和し、緊急調整地域を指定しやすくしたものです。特別監視

地域に「特定特別監視地域」及び「準特定特別監視地域」を新設し、供給拡大による運転手の労働条件の悪化を防ぐこととなります(関東の指定はなし)。  
通達5 東京都特別区武三地区に配置するタクシーの迎車回送時の取扱いについて  
平成19年11月2日付で通知された「タクシー運賃・料金の変更に伴う改定運賃の実施方について」の中で、迎車回送時の対応が変更になりました。  
「迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合は、旅客にその旨を連絡し、5分経過後に運賃メーター器を『賃走(深夜・早朝は割増)』に操作するとともに『予約車』表示をすること」  
通達6 タクシーの所属営業所の所在地の地名の略称について  
「東京都特別区に所在する所属営業所にあつては、所在する区名(区)の文字は省略することができる」、武蔵野市及び三鷹市に所在する所属営業所にあつては、武蔵野市または三鷹市(市)の文字は省略することができる」と公示されました。

引き続き議題の審議に入り、議題「健康管理啓蒙ポスターの作成に関する件」は可決承認されました。  
飲酒運転の根絶に向けて警視庁が実施する「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」(12月1日〜12月31日)。その一環として行われる街頭パレードに今年度も参加の要請があり、個人業界から合計32名が出動しました。当日は総勢2,000名以上が参列し、大規模なものとなった今回のパレード。おそろいの帽子とブルゾンに横断幕・のぼりを掲げた個人タクシーの一団は、銀座の街に、交通事故防止・飲酒運転撲滅の姿勢を大いにPRしました。  
実施日時  
平成19年12月1日(土)  
午前10時30分〜12時  
パレードコース  
外堀通り(中央区銀座7丁目)から中央区銀座3丁目プラザン前まで)



横山副会長をはじめ32名が参加したパレード

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン  
銀座でパレードを実施  
個人タクシーも多数参加

お客様からお礼の言葉が届きました  
車内に落とした大切な書類、親切な対応に感謝

11月30日の深夜、車内に書類(人間ドック利用券)を落とし、たことに気付かず、降りてしまいました。翌朝、運転手さんから書類を預かっている旨伝えられました。お礼を言つて、取りに行くとお申ししたら「それは大変でしょう、郵送しましょう」。郵送代等を送りますからと言つても「たいした額ではありませんから結構です。それよ

り、ご乗車ありがとうございました」と逆にお礼を言われて、受話器を置いた次第。大切な書類が戻つてきて、感謝、感激です。「でんでん」か「ちようちん」かは記憶にないのですが個人さんでした。お礼の気持ちを伝えたく、一筆取りました。運転手さんは練馬区の幸島(コウジマ)豊吉さん、と封筒にありました。ますますのご発展を祈念します。

### マスターズ制度参加状況

(平成19年12月1日現在)

	ひとつ星	ふたつ星	マスター	合計	事業者数	制度参加率
東京都	2,969	1,681	4,368 (2,072)	9,018	17,905	50.4%
前期	2,200	1,111	5,220	8,531	18,231	46.8%
増減	769	570	▲852	487	▲326	3.6%

※1 増減は前期(平成19年6月1日)との対比で▲は減少を表します。  
 ※2 マスターの( )内は5回以上更新した人数です。

### 【各称号認定状況】(平成19年6月2日から平成19年12月1日まで)

	ひとつ星		ふたつ星	マスター	
	新規参入者	既存事業者		認定	更新
対象者	(120)		(1,188)	(469)	(4,296)
認定者	113	1,237	904	308	3,260
認定率	(94.2%)		(76.1%)	(65.7%)	(75.9%)
再認定者		564	170		
合計	1,914		1,074	3,568	

### 【制度からの退出状況】(平成19年6月2日から平成19年12月1日まで)

	ひとつ星	ふたつ星	マスター	合計	前期参加者	退出率
東京都	90	48	321	459	8,531	5.4%

### 【退出处理由】459名

理由	件数	割合
道路交通法違反のため	197件	42.9%
事故を起こしたため	26件	5.7%
道路運送法違反のため	8件	1.7%
廃業・譲渡(死亡)	128件	27.9%
マスターズ制度に疑問	60件	13.1%
その他(メリットなし・表示灯拒否等)	40件	8.7%
合計	459件	



「先を見つめて業務に取り組んでほしい」と語る原会長

交通戦争といわれる東京の道路事情や新規参入など、タクシーを取り巻く環境は厳しいままと言えます。今回609名の方が表彰されたのは、安全運転の努力を重ねてきたご本人はも

「人のサービス」を大切に  
 (社)東京都個人タクシー協会 会長 原 勇

後輩の見本となり、目標となります。表彰はゴールではありません。さらに先を見つめて業務を続けてほしいと願っています。

### 仲間から頼りにされる事業者になります

都営協新中野支部 齊藤達雄さん

今日は家族に見送られて来ました。10年表彰、20年表彰も参列していますが、こういう場には不慣れで……。開会の挨拶が

## 第31回タクシーセンター優良運転者表彰 表彰はサービス向上への第一歩

平成19年度第31回優良運転者表彰は、11月27日午後2時から、イースト21ホール(ホテルイースト21東京)で開催。10年・20年・30年区分ごとに表彰を受けたのは609名(うち個人143名)でした。

原勇会長の祝辞と、30年表彰を代表して齊藤達雄さん(都営協新中野支部)の喜びの声を紹介します。

もちろん、ご家族や職場の方々の励まし、支えなくては成し得ないことです。サービスには物やお金を生かしたものと、人でなくてはできないものがあります。法人、個人の共生を図り、信頼されるタクシーとなるためには「人のサービス」が何より大切です。運賃改定を機に、お客様の満足度を常に考え、互いの切磋琢磨が促進されることを期待します。



30年表彰者を代表して齊藤達雄さんが壇上に

なされたときは、やはり緊張しました。名前を呼ばれて壇上に向かい、表彰状を読み上げられ、それを代表として受け取ったとき、30年の重みのようなものを感じました。そして、法人、個人と運転を続けてきたこれまでの月日が浮かびました。50年はあつという間でしたが、いつもマイペースだった気がします。「決して無理はしない」が持論ですので、安全に運転するのはもちろん、疲れたら体を休めることを優先してきました。お客様に対して自分ができることと言ったら、「誠実第一」しかありません。運転も接客も、自分なりのやり方はこれからも変わることはないでしょう。今まで通りやっていこうと

思います。今回、6人の支部の仲間が10年、20年表彰を受けました。30年表彰は支部では私が初めてかもしれないと、会場に来る途中、仲間と話していました。とても荣誉のあることです。仲間の見本となり、頼りにされる事業者になるのが、私に与えられた役目だと思います。



受賞者代表挨拶は、30年表彰の北村正明さん(東個協杉並支部)でした

### 計報

\* 11月

氏名	所属団体	享年	病名
野口和夫さん	(都営協)	72歳	肺がん
小笠原 勉さん	(都営協)	57歳	脳出血
若松宏育さん	(城南)	64歳	膵臓がん
井上 孝さん	(東個協)	65歳	心筋梗塞
仙波勝利さん	(東個協)	69歳	虚性心疾患
芝田裕士さん	(新興)	59歳	リンパ腫
薄井義弘さん	(相互)	67歳	胃がん
久保安弘さん	(都営協)	71歳	心不全
柳田一雄さん	(城南)	70歳	胃がん

皆様のご冥福をお祈り申し上げます

### 関東運輸局 東京運輸支局長通達 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施

年末年始の繁忙期にかんがみ、交通機関の安全確保及び関係者の安全意識の徹底を図るため、年末年始の安全総点検が実施されます。結果は東京運輸支局へ報告することが求められています。

#### 期間

平成19年12月10日(月)～平成20年1月10日(木)

#### 重点点検事項

- 1 タクシーの過労運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理・整備管理体制の整備状況
- 2 経営トップを含めた安全管理体制の整備状況
- 3 飲酒運転を防止するための体制整備状況
- 4 自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況
- 5 テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- 6 点検事項及び点検項目

①「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容が遵守されているか  
②疾病・過労及び居眠り等の運転を防止するため、健康状態等の把握をしているか  
③安全管理体制の整備状況  
④輸送の安全確保に関する問題点を把握し、輸送の安全に関する目標を定め、かつ目標に基づいて計画を作成し、実施しているか  
⑤過労運転等の悪質違反や事故を防止するための運行管理体制の整備状況  
⑥飲酒運転を防止するための体制整備状況  
⑦後部座席を含むシートベルト着用推進の実施状況  
⑧車両の日常点検整備、定期点検整備等整備管理の実施状況  
⑨自然災害等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況  
⑩事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況  
⑪テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

### 平成19年12月期街頭指導報告 環境改善の裏に常習者などの問題が残る

◆銀座・新橋地区  
日時 平成19年12月6日(木)  
午後10時から翌午前1時  
指導班 臼井副委員長、奥山委員、第7・8指導班 計10名

第一ホテルから土橋高速入口の待機列のため、一般車、実車両が右側通行をするようになり、非常に危険。規制をしてもいい。(笛木班長)

●12/6の「不適正営業行為の確認及び改善指導要請書」(団体長宛) 送付事業者 12名

◆銀座・新橋地区  
日時 平成19年12月13日(木)  
午後10時から翌午前1時  
指導班 木村委員長、第9・10指導班 計9名

指導をかわす常習犯  
第一ホテル前のガード側より植木に立小便の苦情。「街頭指導の人にいつも注意している」とのこと。

新幸橋で、土橋方面から左折しようとする車に左折できないことを注意。新橋駅では入構禁止違反の車に切符を切った。しかし指導員がいなくなるとまた入ってくる。花椿入口でも空車の列。入ろうとする車が何台もいたので注意し、悪質なものは切符を切った。街頭指導を強化したのでだいぶよくなったと思う。(北嶋班長)

第一ホテル前に違法駐車車両。支部マークなし、偽装迎車待機の車を指導。土橋高速入口付近では乗車させようとする車両を指導。花椿通りは何の問題もなくスムーズだった。

並木通りで空車進入した車両を指導しようとするスピードを上げて逃走。先ほど指導したばかりの車両だった。(内山班長)

●12/13の「不適正営業行為の確認及び改善指導要請書」(団体長宛) 送付事業者 3名

◆田町駅(駅から第一京浜芝5丁目)  
日時 平成19年12月18日(火)  
午後10時から翌午前1時  
指導班 小竹委員、第4導班 計5名

ステッカー未貼付、乗車拒否  
乗り場は整然としてスムーズ(法人が多い)。第一京浜の向かい側で6台が客待ち停車。ステッカー類を貼っていない車両があったので指導する。

12時を過ぎると、個人タクシーが10台ほど駐車しました。若い男性3名のお客様が近づくと、2台の個人が表示灯を消し「回送」に。指導しようとするところ、発車してしまっただと。発車してしまっただと。(白石班長)

### タクシースセンター 平成20年1月の街頭指導計画

重点指導地区  
銀座、新橋等規制6地区  
・規制違反の是正指導及び乗り場周辺の交通安全業務  
羽田空港  
・帰京客等需要増加に伴う乗り場の秩序維持及び乗り場周辺の交通安全業務  
準重点指導地区  
新宿周辺、上野地区、渋谷地区

平成20年1月の特別公開指導  
平成20年1月25日(金) 午後10時から翌午前1時まで  
銀座地区・新橋地区  
・違法行為及びタクシー乗り場等適正運営推進制度規制違反の防止指導  
・乗り場周辺における交通安全業務

違反行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務  
大相撲1月場所  
・乗り場運営及び交通安全業務